

令和2年度 第2回豊橋市まちづくり景観審議会議事録

1. 日 時 令和3年2月19日（金）午前10時～11時20分

2. 開催方法 Web 会議

3. 案 件

報告事項

（1）景観審議会運営規程の改正について

諮問事項

（1）景観法に基づく景観計画の策定について

4. 出席委員 14名

青山 泰三 委員	浅野 純一郎 委員	朝野 正美 委員	宇野 勇治 委員
江坂 雅世 委員	大貝 彰 会長	尾崎 義孝 委員	小田 雅康 委員
加藤 克俊 委員	川西 裕康 委員	近藤 暁夫 委員	すぎうら よしこ 委員
牧野 恭子 委員	宮脇 勝 委員		

（上記五十音順）

5. 欠席委員 1名

間瀬 美子 委員

（上記五十音順）

6. 事務局 3名

山本都市計画課長、夏目都市計画課専門員、小原

7. 審議会の結果

諮問事項の景観法に基づく景観計画の策定について、今後の活用方法等の意見を添えて、市の案のとおり策定することが妥当であると答申することとなった。

8. 議事の概要

8-1. 報告事項

- ・景観審議会運営規程の改正（議事録の押印の廃止）について、事務局より、資料に基づき説明された。

8-2. 諮問事項

市

＜景観法に基づく景観計画の策定について説明＞

○資料２：豊橋市景観計画（案）、資料２補足

・資料２補足①：パブリックコメントの結果

「豊橋市景観計画（案）及び豊橋市まちづくり景観条例の改正の考え方」について、意見募集を令和３年１月８日～令和３年２月８日まで行い、説明会を２回開催しました。意見募集の結果、意見提出者数は２名、意見件数は３件でした。意見の内容として、景観計画の修正や条例の修正に関わるものではありませんでした。

・資料２補足②：景観計画（案）の前回審議会からの主な修正点

前回審議会からの主な修正点として、まず、表紙に表浜海岸の写真を入れてデザインしました。計画書の中身については、前回審議会でご意見のあった内容について、写真等を入れ替えたり、文章を修正したりしました。第６章の景観まちづくりの推進について、意気込みが伝わるよう、写真を追加するとともに、紙面のレイアウトと整えました。また、「豊橋の景観」の絵図を第６章にメッセージを添えて組み込みました。

・資料２補足③：豊橋市まちづくり景観条例の改正内容

こちらの資料は、前回審議会資料の抜粋となります。条例の改正の内容について、行政部局と調整を行いました。項目等の大きな修正はありませんでした。これから、３月開催の市議会の議決を経て、４月より条例を施行したいと考えています。

・資料２補足④：市議会建設消防委員会の意見まとめ

令和２年１２月２５日に開催した市議会の建設消防委員会で出た意見をまとめているので、参考にしてください。

○資料３：ガイドライン（案）の前回審議会からの主な修正点

・景観計画ガイドラインの修正点について、まず、表紙に写真を入れてデザインし、コメントを追加しました。ガイドラインの中身については、図の意図が伝わるように、表現を替え、文章を追記しました。また、積極的に活用していただけるように、文章を修正しました。

・公共事業景観形成ガイドラインの修正点について、まず、表紙に写真を入れてデザインし、コメントを追加しました。ガイドラインの中身については、積極的に活用していただけるように、文章を修正しました。また、維持管理の内容について写真のレイアウトを修正しました。

会長

今まで長い間をかけて審議会で意見を出してきて、それが反映された計画になったと思います。それでは、皆様からご意見をいただいて、最終的に答申をまとめたいと思いますのでよろしくお願い致します。

委員

前回議論しました絵図の位置についてです。これまで4年間検討してきて、当初は絵図と写真が初めのほうにありましたが、今回の計画書では、写真が「はじめに」の章、絵図が「第6章」にあり、絵図が非常に曖昧な位置付けとなってしまうています。景観計画書の写真の部分と絵の部分は、非常に重要なものであり、景観の本質的な部分であると思います。具体的には、「はじめに」の章のp39に景観とは何かについて書いてありますが、このページの最後にあるように、これらは市民が共有する豊橋のアイデンティティ、つまり、豊橋らしさです。本来はこのページの次に写真と絵図が位置付けられて、豊橋を代表する景観を周知するというのが一番大事なことだと思います。これらは、景観計画書の根幹を成して、それから、具体的な施策や実行に移るべきです。

会長

これに関しては、事務局で最終的にこのような形にまとめたと思います。前回の審議会でこの絵図に関して色々な意見が出ましたが、改めて事務局からこのような形に落ち着いた経緯を説明していただいて、それを受けた上で、他の方からもご意見をいただきたいと思います。

市

市の内部で景観計画の策定の会議を設けて色々な議論や先生方の意見を取り入れながらまとめてきました。冒頭の写真は、委員の方からご意見をいただいて、豊橋の景観の写真を多く取り入れました。通常の行政計画では、このような写真を入れ込まないことが多いですが、まず、イントロの部分で皆さんに景観に興味を持っていただきたいという思いがあり取り入れました。絵図については、絵図の内容について市の内部で意見があり、前回の審議会でも、絵図を前に持っていくという意見や後ろに持っていく案もあるのではないかとというご意見がありました。また、景観のまちづくりの推進に係るものであるため、第6章に入れてメッセージを込めながらまとめてもいいのではないかとというご意見もあり、検討した結果、このような形に致しました。

会長

他の委員の方で、この整理について何かご意見があればお願いします。

委員

前回の審議会で、この絵の魅力を確認しましたので、この巻末の絵が表紙であったとしたら、一般の市民の方がより手に取ってもらい易くなるのではないかと思います。このような計画書の存在を一般の方に知ってもらえるような力がこの絵にはあると思いますので、表紙または裏表紙などの目に付くようなところにあると望ましいと思います。変更は難しいとは思いますが、数年後などに、改訂できるものであれば、そういった親しみ易いものにするのも良いかなと思いました。

会長

変更が可能かどうかについて、事務局からお願い致します。

市

私どもとしては、計画書自体が厚いものであるため、一般の方はなかなか見ないものかなと思っています。ただ、一般の方に広く知っていただきたいと考えていますので、もう少し手に取りやすいものやホームページなどのより広く目に付き易いもので、別途、つくるほうが効果があると思っています。計画書の概要版や一般の方向けの普及啓発用の冊子やホームページなどを今後作成して、より広く皆様にお伝えできるように考えています。

委員

例えば、別の切り口で下敷きにするなどして、小学校などで配布していただけると、もっと豊橋の魅力が広がるかなと思いました。下敷きであればしおりの代わりなどとして、常に目に付くようになる気がしますので、先々にプラスでつくるのも良いのではないかと思います。

会長

市民の景観の意識を高める方策として、色々手段はあると思います。

委員

先ほど、絵の力があるというご意見がありましたが、私も絵を描く者として、要望に応じて苦勞して描いてくださったと思います。以前、お話ししたように、計画書の表紙に使えないとしても、小中学生全員に配布するちぎりのこどもの表紙、裏表紙には使えるかなと思いました。他のところで広くこの絵を皆様に示していくことで、景観に興味が湧いていくことがあると思いました。絵の力で子どもたちにも届くようにするのが良いと思いました。

会長

その他、この件に関していかがでしょうか。

委員

この計画書の作り方が一つの考え方を表していると我々学識は見ます。やはり、この絵が後ろにあると付録扱いとなってしまう、この計画をつくった根本的な概念そのものを表す体を成さなくなるのかなと我々は捉えてしまいます。替えなさいと強引なことが言えないのが私の立場です。

会長

景観を研究している立場からすると、やはり、景観計画そのものがこの景観計画書に現れますので、根本的なところは中々譲れないということです。行政の立場とすれば、実践していくことが重要になると思いますので、この絵を活用しながら進めていただきたいと思います。

委員

実務の点では、諸外国の景観計画を見ているとこのような部分は非常に重要視されています。景観計画は見えているものの世界ですので、それをいかに伝えるかが重要で、多くの人は景観を見ているようできちんと認識されていないことが多いので、ここに力を掛けなければならないということは海外でも同じです。例えば、スペインでは景観カタログと呼んだり、イタリアでは景観アプラスと呼んだりして、力を入れています。そのため、諸外国では行政計画書にも入っていますので、長い目で見た時に、景観とは何かについて景観計画書の中で伝える努力をする必要があります。絵図のような魂の部分は、やはり正確な位置に位置付けることが、重要になってくると思います。

会長

4月からこの景観計画と条例を実際に運用していきませんが、この絵図を今後、色々な形で活用していくことは当然必要だと思います。計画書については市の案の形でまとめることとし、今後改訂版をつくるまでの間、この絵を概要版や下敷きに入れ込むなど、様々な活用の仕方があると思いますので、その辺りで、ご了解いただけたらと思います。

委員

二つほど意見があります。一つは確認ですが、p7に1キロ公園の写真があり、それと全く同じものが公共事業景観形成ガイドラインの表紙になっていると思います。同じような対応で、もう一つの景観計画ガイドラインの表紙の写真は景観計画の写真から取っているのかどうかの関係性が知りたいです。

もう一つは、p146の二川宿周辺エリアの配慮指針の中央の絵についてです。一つは、絵に描かれている二車線の直線道路がもし、旧東海道を表しているのであれば、旧東海道の道路を直線道路に整備するのかと疑われることが懸念されます。一番問題なことは、隣のp147の地域らしい景観づくりのポイントに「落ち着いた」という表現がありますが、隣のポイントの中に、「歴史的なまち並みでは、建築物等の配置を地域の特性に調和するよう努める」と書いてありますので、絵には道路に対して平入りの家を描くべきで、この絵のような妻入りの家を建てるという絵は良くないと思います。二川宿では、一番重要なところですので、少し心配だなと思いました。

市

まず、ガイドラインの表紙についてですが、景観計画ガイドラインの表紙は川を手前にした吉田城の写真、公共事業景観形成ガイドラインの表紙は緑道の公園の写真にしています。これは、景観計画の前段や第2章の写真と同じものを使っていますが、ガイドラインとして相応しい表紙が良いということから、抜き出して使用しています。

委員

分かりました。同じ写真を使用しているということですね。

市

地域らしさと公共事業という視点で、代表的な写真を使用しています。

次に、二川宿周辺エリアの絵ですが、注意書きがないため、分かりにくかったと思いますが、p146 の中央の絵については、旧東海道ではなく、旧宿場町の周辺のエリアの絵として描いております。旧宿場町の旧東海道沿いについては、別途、二川宿景観形成地区の整備計画書があり、そちらに切妻平入の形態の基準と絵を掲載しています。この絵については、旧東海道の一つ外側のバッファゾーン的なところを示しています。現在は、平らな屋根の建築物や形態や意匠も相応しくないようなものがいくつか建っていますが、今後は、屋根の形態や色味を落ち着いたものにしていただきたく、このような絵で示しております。旧宿場町の周辺の部分という文言を追記する等、対応を考えていきたいと思っています。

委員

説明をしていただくと分かりました。

会長

それでは、p146 については、少し誤解のないような文言に代えていただけたらと思います。

委員

景観計画ガイドラインの修正していただいた横に広くした建物の絵ですが、建物中央のコントラストが強すぎて、実際にこれが良い事例となるのはどうだろうと感じました。

会長

実際に印刷したものの色合いがどのようになるのか気になります。

委員

横長にする前のものは、少しやわらかい色でしたので、今回こげ茶色の少しコントラストが強いものになってしまっているため、実際にこういった建物が建つと、かえって気になってしまう気がします。

委員

前回、横長の絵にしたほうがいいのかという提案をさせていただきましたが、私も全く同じような印象を受けました。横長にさせていただいたことは分かり易くなり、良かったと思いますが、私の意見としては、この中央のこげ茶の部分左右と同じ色にしたほうが良いと思います。当初、ページユの色が基調になって、それより少し濃い茶色で縦のラインが入り、縦方向のボリュームの強調付けをしているので、過剰に色を変える必要はないと思います。むしろ、分かりにくくなっていますので、この横長の3つのブロックを同じように、薄いページユを基調として、縦にアクセントとしてちょっと濃い茶色を入れて統一すると非常に意図が伝わると思いますので、是非、そのように修正したほうが良いと思いました。

会長

これから印刷にかけていくと思いますので、調整はまだ可能ですよね。

市

調整をしてバランスを整えていきます。

委員

もし可能であれば、景観計画の豊橋市の景観の写真で p18~p21 辺りに豊橋の代表的な写真が載っていますが、豊橋のまち並みの一つとして、水上ビルの写真が一枚くらい入っていると良かったと思いました。まちづくりとして、中心的な存在にもなっていますので、間に合うのであれば、検討していただけると有難いです。具体的に言うと、例えば p20 に広小路の写真が 2 枚ほどありますので、その一枚を水上ビルの辺りで、人が賑わっているような写真を入れると良いかなと思いました。

市

対応できるか分かりませんが、できなければ、別途他のところでご意見を参考にさせていただきたいと思います。

委員

景観計画書について、精度も上がって見応えのあるものになり、非常に良かったと思います。絵図の位置付けについて、前回の審議会でお話しさせていただき、p204 にコメントを少し添えられて良かったと思います。個人的には、最後にどのように景観をつくっていくかという話の後にこの絵図があるという流れは、子どもたちにとっては将来の景観に対する自由さや夢や伸び代としての色々なものを最後に含んでいるような気がするので、この展開も楽しいのかなと感じました。最後に書いてあるコメントが次の世代に伝えるメッセージにもなると思いますので、この形も良いと思いますし、さらにコメントが加われば、より豊かなものになるのかなと思いました。

会長

その他、ご発言されていない方で、今日この景観計画の策定に関する審議は最後になりますので、一言ずつで構いませんので、ご発言していただいたらと思います。

委員

私たちは建設会社に所属する者ですから、今後、まちの景観にも影響を与えてしまう立場にあります。私たちづくり手としては、既に出来上がった図面を忠実につくろうという感覚がどうしても染みついています。未来を築いていくということに関して、私たちの産業で求められる要素が増えたかなと個人的に感じました。やはり、未来の変化に対して我々の携わる仕事そのものが影響を与えていくということだけは意識して、私たちも、行政のお力も借りて、正

しく周知していきたいと思います。

委員

計画づくりが始まってから年月が経っており、豊橋の景観は生き物ですから、その間に变化したところを反映したほうが良いと思いました。例えば、地図でも東名のパーキングエリアができたり、道の駅ができていたりしていますので、最新のものを取り入れていただけたら良いと思います。改めて見てみると、豊橋の絵図も東名高速が入っていないと思いますので、地図だけでも直していただけたらと思います。

それと、先のことですが、豊川の流域、表浜や三河湾に関しては、豊橋だけではなく、近隣の市町村との連携などが景観づくりには大切なことだと思いますので、市のほうでご検討いただければと思います。特に、周辺の市町村では、まだ景観条例も無いようなところが少なくないため、そのような連携も考えて、景観計画をご活用いただければ良いと思います。

会長

景観というものはやはり生き物でどんどん変わっていくものだと思いますので、この計画書も必要に応じて何年後か改訂版等でその見直しを行っていただければと思います。

委員

私は、普段は子どもの権利を広める活動をしています。景観計画書には写真や絵などがあり、私のような一市民でも、興味を持ってみられるものだなと思いました。このようなものを子どもたちが見た時に、自分の住んでいるまち豊橋が自慢したくなるようなところだなと感じるのではないかなと思いました。

委員

私がお伝えしたいのは、中長期的な視点で、日本も 2050 年のカーボンニュートラルを見据え、自然エネルギーを更に活用していくことになると思います。景観計画では、太陽光発電の規制があります。風力発電については、例えば、5mを超える工作物について届出を求めているため、含まれると思います。恐らく、10 年 20 年後には、そのような自然エネルギー施設と景観との特有の問題が出てくると思います。現時点では、必要ないと思いますが、中長期的にはそうした視点で、自然エネルギー構造物と法律と実際の市民の受け入れ方についてもテーマに入れていく必要があるのかなと感じました。

会長

ゼロエミッションなど、2050 年に向けての日本の取り組みはかなり加速していくと思いますが、今後、そのような視点が必要と私も思っています。

委員

弊社の所在地は蒲郡市で、豊橋市について知らないことが多くありました。しかし、今回、

景観計画の審議をとおして、景観計画やガイドラインなどを拝見させていただき、豊橋市のことがよく分かりました。他の市から転入して豊橋市の景観計画を考えた時に、この資料は非常に分かり易く、参考になるものだと思います。

会長

では、以上で答申の整理をしていきたいと思います。

この件に関しては、平成 29 年度から景観計画の策定と条例の改正、関連するガイドラインの策定について継続的に審議をしてきました。これらについて、今日、審議会として答申を整理したいと思います。

第 6 章にある景観の絵図に関して、今後活用の仕方を十分に市として検討していただくということ、それから、今後この計画書を改訂するような機会があれば、改めてその絵図について、活かし方を検討していただきたいということです。それ以外に細かい意見等もありましたので、その点は可能な限り反映させていくというこの 2 点を意見として添えて、審議会の答申としたいと思いますがよろしいでしょうか。

特に、ご異議ないようですので、このような形で、審議会としての答申をまとめていきたいと思います。

それでは、議題以外に何か皆様からご意見あるいはご質問があれば、この場でお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、特にないようですので、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

市

ありがとうございました。色々な貴重なご意見、ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。今回、これで景観計画を策定しますが、これがゴールではございません。これから、計画の内容や趣旨を市民や子どもたちに理解いただくために、我々としても努力して参ります。その際には、また皆様にご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

今回の答申内容につきましては、事務局が文書にして、会長のご確認をいただいた上で、正式な答申書にさせていただきます。

今後は、3 月開催の市議会におきまして、景観条例の改正の審議、議決を経て、4 月 1 日に景観計画の告示と景観条例の施行をしたいと考えています。なお、建築行為等の事前協議と届出につきましては、半年の周知期間として、令和 3 年 10 月 1 日から施行する予定です。次回は来年度の開催となりますが、開催日等については、改めてご連絡致しますので、よろしくお願い致します。

それでは、これで本日の審議会を終了致します。皆様、本日はありがとうございました。

終了